

令和5年5月2日

幼小中学校の保護者の皆様へ

宜野湾市教育委員会
教育長 仲村 宗男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症における出席停止等について

平素より、学校の感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に係る、出席停止措置の取り扱い等を以下の通りといたします。

記

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
この期間内に症状が軽快された場合 ※解熱剤未使用で解熱、かつ、呼吸器症状が改善傾向						登校可能	
出席停止期間						→	
5日目以降に症状が軽快となった場合 ※症状が軽快した後1日を経過した後に登校可能				症状が軽快した日		登校可能	
出席停止期間						→	

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。

【濃厚接触者の取り扱いについて】

- ・5月8日以降は濃厚接触者として特定しない。体調不良でなければ登校可能とする。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者について、出席停止としない。

【発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合】

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、登校は控えてください。